

## 政治台詞のポイント

・行為の組織性、悪質性、継続性が明らかで、宗教法人法の要件に該当する場合、民法の不法行為は入り得る。刑法違反などが該当するとの見解を1日で変更

・解散命令請求の基準について、法令に反して公共の福祉を害する行為などを例示。個別事案に応じて判断すべきだ

・刑事事件の判決が出る前に手続きに入る可能性がある

・政府として考え方を整理した

岸田文雄首相は十九日の参院予算委員会で、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）を巡る問題について、宗教法人法に基づく解散命令請求が認められる法令違反の要件に、民法の不法行為

も含まれると答弁を変更した。十八日に刑法違反などが該当するとの見解を示していたが、確定判決まで時間がかかると野党に批判され、一日で解釈を一転させた。自民党、立憲民主党、

日本維新の会は被害救済法案に関し、公明党を含む四党の協議会設置で一致。今国会中の成立を期すと合意した。参院予算委の詳報③面、核心③面、論説①面

翌日に転換するのは異例だ。刑法違反などを挙げるだけでは、解散命令請求の可能性を狭めかねないとして、変更を決断。宗教法人

# 解散請求 民法不法行為でも 旧統一教会巡り 首相解釈を一転

法の実務を担う文化庁も教団の被害相談が多数寄せられた状況を考慮すべきだと考えに傾いた。

予算委で首相は「行為の組織性、悪質性、継続性が明らかで、宗教法人法の要件に該当する場合、民法の不法行為は入り得る」と明言。指揮、監督する人物や法人が問われる「使用者責任」も含まれるとの見方を示した。「政府として考え方を整理した」と説明した。野党は「朝令暮改だ」と批判した。

ただ政府内では、実際に裁判所へ解散命令を請求できるかどうかは、宗教法人法に基づき、年内に実施する初の調査で得られる情報次第などの意見も出ている。

